芦屋町高年齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１４第１項第３号に規定する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号。以下「法」という。）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第２項に規定するシルバー人材センターに準ずる者（以下「芦屋町高年齢者就業機会提供団体」という。）についての認定に関し、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「規則」という。）第１２条の２の３の規定により、その認定についての基準等を定めるものとする。

（認定基準）

第２条　町長は、次の各号のいずれにも該当する者を芦屋町高年齢者就業機会提供団体として認定する。

（１）　法人格を有する団体であって、福岡県内に主たる事務所を有していること。

（２）　定款、寄付行為、会則、活動方針等に、法第２条第１項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）についての福祉の増進に資する内容を明記していること。

（３）　業務に従事している者のうち、５５歳以上の者の割合が７５％以上であること。

（４）　営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有していること。

（５）　高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供していること。

（６）　申請日において１年以上の事業実績を有していること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定対象としない。

（１）　営業に関し、法令上必要な要件を備えていない者

（２）　認定を申請する日までに納期の到来した国税、福岡県税又は町税を滞納している者

（３）　経営状態が著しく不健全であると認められる者

（４）　芦屋町暴力団等排除条例（平成２２年３月２４日条例第４号）第６条の規定による措置の対象となる者

（認定の申請）

第３条　芦屋町高年齢者就業機会提供団体として認定を受けようとする者は、芦屋町高年齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

（認定及び審査結果の通知）

第４条　町長は、前条の申請があったときは、規則第１２条の２の１２第３項の規定に基づき、２人以上の学識経験を有する者の意見を踏まえた上で、第２条の認定基準に基づき認定の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の審査結果を、芦屋町高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第２号）により、申請後１か月以内に当該申請をした者に通知するものとする。

（認定団体の公表）

第５条　町長は、前条の規定により芦屋町高年齢者就業機会提供団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、認定後速やかに芦屋町高年齢者就業機会提供団体名簿（様式第３号）に登載し、公表するものとする。

（認定の期間）

第６条　認定団体の認定の期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（変更）

第７条　認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに芦屋町高年齢者就業機会提供団体変更届（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（１）　認定団体の名称、所在地、代表者又は電話番号及びＦＡＸ番号の変更があったとき。

（２）　第２条第１項各号に掲げる内容に変更があったとき。ただし、同条第１項第３号を除く。

（状況報告）

第８条　認定団体は、町長が別に定める期日までに、芦屋町高年齢者就業機会提供団体状況報告書（様式第５号）により、認定日の属する年度を除き、毎年６月１日現在の団体に属する者の人数等の状況を報告しなければならない。

（認定の取消し）

第９条　町長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第４条の認定を取り消すことができる。

（１）　第２条第１項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（２）　偽りその他不正の手段により第４条の認定を受けたことが明らかになったとき。

（３）　認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをしたときは、芦屋町高年齢者就業機会提供団体認定取消通知書（様式第６号）により当該認定団体に通知するものとする。

（実地調査）

第１０条　町長は、制度の運用の適正を期するため必要があると認めたときは、認定団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について、実地調査を行うことがある。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年８月２３日から施行する。